

茨城県認知症疾患医療センター運営事業実施要領（案）

認知症疾患医療センターは、認知症患者の早期発見や早期対応を行うとともに、急性期入院医療を終えた患者が退院して、地域における生活ができるよう、「茨城県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（平成29年4月1日制定）」第3に基づき、下記の事業を実施する。

記

（単位：回／年）

項 目 ※3		基幹型	地域型
地域型センター医療連携協議会			2回以上
地域保健医療福祉関係職員研修		1回以上	1回以上
基幹型センター医療連携協議会		2回以上	
災害時支援		県内の災害時に、県・市町村からの要請により災害時支援を行うとともに、センター間で協力しあい診療を行う。	
認知症に関するメニュー事業※1	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村認知症初期集中支援チームへの協力・支援 ・デイケア 	
	選択事業※1	<ul style="list-style-type: none"> ・診察前訪問 ・認知症カフェ ・家族教室（交流会を含む） ・認知症サポーター養成講座 ・その他 	

※1 地域の特性にあった事業については、選択事業の中から2つ選び実施する。

医療連携協議会及び研修会にかかる経費について、県は補助基準額（平成29年度においては、基幹型センター：8,074千円、地域型センター：3,621千円、連携型センター：1,464千円）と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額を補助する。

ただし、認知症疾患医療センターの指定を年度の途中で受けた場合の補助基準額は、「稼働期間（月）／12」を乗じた額になります。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。